

(郡山市男女共同参画センター条例の一部改正)

第51条 郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表（第9条関係）							別表（第9条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	研修室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
調理実習室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	調理実習室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
交流室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	交流室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
会議室	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	会議室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
和室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円	和室	700円	900円	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円
集会室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円	集会室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
備考							備考						
1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。							冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。						
2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。													
2 設備使用料							2 設備等使用料						
種別	単位		使用料				種別	区分	単位	使用料			
(略)							(略)						
							ビデオプロジェクター		1式1回	500円			
							展示用パネル		1枚1日	50円			
							持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円			

備考 1・2 (略) <u>3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u> <u>4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u>	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円
	備考 1・2 (略)		